

令和８年度 長崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会
全体会 議事録

- 1 日 時 令和８年８月２１日（金）１９：００～２０：３０
- 2 場 所 長崎市役所５階 第１，２委員会室
- 3 出席者 委員 １５名 （欠席２名）
（事務局、関係課）
福祉部長
福祉総務課 １名
地域包括ケアシステム推進室 １名
介護保険課 １名
消防局警防課 １名
地域保健課 １名
総合事務所地域福祉課（中央・東・北・南） 各１名
高齢者すこやか支援課 ７名
- 4 議 題 （１）委員長・副委員長・各部会長の選出
（２）令和７年度 高齢者相談・届出・通報の報告
（３）長崎市における高齢者虐待防止に向けた取り組みについて
（４）その他
- 5 配布資料（１）会議次第
（２）委員名簿
（３）令和８年度 長崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 会議資料
（４）参考１ 長崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の役割と構成
（５）高齢者虐待防止チラシ
- 6 委員及び事務局の発言内容等
（１）委員紹介
（２）事務局、関係課紹介
（３）福祉部長挨拶

議題（１）

●委員長・副委員長・各部会長の選出

【事務局】

委員長の選出について説明。

長崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会規則第4条に基づき、委員の互選により委員長を決定する。

委員長の指名により、副委員長、部会長を決定する。

議題(2)

●令和7年度 高齢者虐待相談・届出・通報の報告

【事務局】

配布資料（3）に基づき説明を行う。

【委員長】

相談件数に対して虐待と判断された割合が、長崎市は全国平均より高いように見える。都市の規模か判断基準の違いなのか。全国の他都市と同様の比率になっているのか。全国との差があるが、もしわかれば解析し、次回委員会にて報告していただきたい。

【事務局】

注目すべき点としては相談件数。早期発見が大きな課題。他都市の状況も調査を行いたいと考える。

【委員】

経済的虐待の終結時に成年後見人による財産管理が進んで終結したものはなかったか。

【事務局】

今回上げている終結数の中にはなかった。選択肢としてはある。

【委員】

虐待ではなかったと判断した相談はどういうものが多いのか。在宅と施設を含めてどういふものがあるか。

【事務局】

（在宅）養護者に当たらないケースがある。自立されている高齢者間のトラブル、家族・親族間トラブルもある。虐待の事実が確認できない場合は、さらに今後の状況を確認しながら、その都度虐待の判断をしている。

【委員】

養護者に当たらず、虐待の判断をしなかったものは何事例かあった。当センターでは親族間トラブルはなかったが、他センターではみられているのではないかという印象。

【事務局】

（養介護施設）本日の説明の中で十分にお答えできないが、情報と内容の食い違いや利用者の思い込みもある。

【委員長】

虐待を受けていても正直に言えない事情の人もある。そういった人を見逃さないように、いろんな可能性があるということを念頭においた上で日々の業務に携わっていただきたい。

【委員】

国のガイドラインや通知、長崎市のマニュアルには虐待している方が要介護者でなかった場合、これについて準ずる対応ができるというふうに記載されている。統計上は虐待という枠組みから外れるが、拾い上げているのか。

【事務局】

統計表では、虐待に準ずるもの（養護者による虐待ではなかったもの）は上げていないが、虐待と判断したものと同様に、地域包括支援センターや総合事務所が介入し支援している。

【事務局】

国の方針により令和 6 年度から虐待対応と虐待に準ずる対応を分け、虐待対応件数だけをデータで示している。参考で記載のとおり、虐待に準ずる対応は 69 件ある。

【委員長】

この 69 件というのは令和 7 年度の通報件数の 154 件の中に含まれているのか、それとも別なのか。

【事務局】

69 件を引いて示している。

【委員長】

虐待対応件数と虐待に準ずる対応件数をグラフの中に一緒に盛り込んでもらえればわかりやすい。

【委員】

被虐待者の介護保険認定状況は令和 7 年度は 4 % 程度増え、認定者の要介護度の内訳では要介護 1、要介護 2 が増えている。これに関連して、認知症日常生活自立度では軽度の方が多いということが出ている。日常生活自立度Ⅱの方は家族にとっても本人にとっても一番混乱する時期。常時見守りが必要な訳ではないが、大丈夫かどうかの判断も難しく、一番手がかかる時期でもあるが、要介護認定の結果が低く評価されているのではないかな。また、この時期にサポートが行き届いてないことも、虐待が出てきていることに関連性があるのではないかなと思う。認定結果待ちの間にサービスを受けられない状態も虐待につながる可能性になるのではないかな。

議題(3)

●長崎市における高齢者虐待防止に向けた取組みについて

【事務局】

配布資料（３）に基づき説明を行う。

【委員長】

３部会の部会長から、令和７年度の部会報告をお願いしたい。

【委員】

早期発見・見守りネットワーク部会では、「見守りをめぐる地域の現状と課題」について委員から意見があった。

その中で、独居の高齢者が多く孤立化を懸念しているが、情報が得られれば声かけ運動ができるという意見だった。

また、要支援者名簿対象者について民生委員が地図上で把握できるようにしているが、配布はしておらず、個人情報の問題をクリアできれば全体で共有できるのではないかという意見が出ていた。

一方で、要介護２以上やその他見守りが必要な人の情報について、見守り災害用に名簿とマップを作成し、自治会で共有し、３年に１回見直している。孤独死したときにできるだけ早く見つけてあげようという思いが自治会を中心に進められていることや、民生委員、ボランティア、自治会が一堂に集まって情報共有をしているという先駆的な取り組みの報告もあった。

また、民生委員の方からは、男性の民生委員が女性宅に訪問する際には周囲の目が気になるため、女性の民生委員と一緒に訪問するようなこともある。

老人会が活発に活動されている中で、参加しなくなった会員には会長などが見守りをしている活動もあるという意見もあった。

認知症の人と家族の会からは、夫が認知症の妻の介護をするパターンが増えており、集いに参加することにより気持ちの折り合いをつけて、同じ境遇の参加者が集まることでこの会が非常に力になっているという意見があった。

【委員】

保健医療福祉ネットワーク部会では、虐待通報と利用者からのハラスメントについて協議した。ケアマネジャーやヘルパーへの過剰なサービス要求や高圧的な言動などが現場への具体的な困りごととして多数共有された。具体的には、なぜ私の要求に応じないのかということと言われたり、女性のヘルパーを指定してほしいという要望が増えてきているということが情報提供された。また、利用者側の認識・権利意識の高まりと、一方で職員側のハラスメントに対する意識の高まりが同時に進んでおり、その両者のバランスを取った線引きが今後の課題として挙げられる。合わせて、高齢者虐待の相談窓口はあるが、逆に介護職員がハラスメントを受けた時の相談窓口が示されていないのではないかという課題が共有された。暴力・虐待は絶対にいけないという前提があるが、例えば利用者が職員に手を挙げたり、女性職員に絡んだりしたことで、職員が反射的に手を出してしまった場合、虐待と判断されてしまう。そうすると職員にとってはフェアではないのではないかという指摘があった。事業者からも、職員相談窓口というものも設置すべきではないかという意見もあった。

また、虐待が実際に判断された事例などの疑いの段階からも、主治医やソーシャルワーカーへ情報共有していくことの重要性についても、複数の委員から意見が出た。

【委員】

関係専門機関介入支援ネットワーク部会では、高齢者虐待対応における警察との連携について協議した。

虐待等における警察との連携については、警察との情報提供のあり方について意見交換がなされた。警察は虐待という判断に至るまで、通報から聴取までの短時間で養護者に当たるかを判断はするのは難しいため、虐待の疑いがあると判断した場合に通報票を送るとしている。出席者からは、警察に対し、市の介入について対象者に説明いただけるとケア介入がうまくいくので、今からでもお願いできませんかという意見があった。

また、医療機関との連携強化に関する議論は、行政における関係部署を呼ぶという部分が重要なこととして挙げられた。高齢者が障害福祉サービスを利用することも多くあることを踏まえて、これまで成年後見の分野で障害福祉課と連携が進んでいるところだが、高齢者虐待に関しても障害分野と連携をするということが、有効なことだという課題が示された。

【委員長】

個人情報保護というのは医療の場面でも同様だが、医療に限らず福祉など外部関連でも、個人情報を理由に言い出すと個人の安全が守れない。または、健康を管理できないということにもなる。医療は比較的幅広い対象を扱い、比較的軽症から重篤な状態まで対象となるが、亡くなってからわかったというような話を聞くと、もっと早期に改善できたのではないかと思われる。命の重さを重点的に考え、特例的に個人情報についてあくまでその個人を守るためのシステムだが、システムを守るために個人が亡くなるというのはおかしいので、命優先でいいのではないかと思う。

議題(4)

●その他

【委員】

今年度令和8年3月に、長崎県の高齢者虐待対応マニュアルを改定。長崎県弁護士会と長崎県社会福祉士会の方で行った。県のマニュアルは平成30年の国のマニュアルに対して令和3年3月に作成されたが、そこから5年ほど経過し、国の虐待防止法は改正がないが、令和5年度、令和7年度に国のマニュアルが改正された。

虐待対応における個人情報の取り扱い、虐待対応の権限が市町村にあるということなど、改正点としている。特に施設入所者については、高齢者の居住実態と入所地が異なる場合の対応のあり方などについて改正した。施設従事者における虐待対応については、長崎市や佐世保市は指導監査の方があるが、他の市町は直営の包括からも虐待対応があるため、ボリュームを多めにマニュアルに載せている。

また、養護者編についてはやむを得ない措置について、面会制限について裁判例が出ているため、そのような点を改正している。県のホームページなどを覗いていただきたい。

【委員】

養護者による高齢者虐待は件数＝人数だと思うが、養介護施設従事者等による高齢者虐待件数は件数＝人数ではないと思う。これは人数では何名になるのかわかるか。

【事務局】

判断件数4件に対して同数となる。

【委員長】

全国はどうか。

【事務局】

全国の場合はわからない。

—協議終了—